

寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び寒川町非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月16日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第2号

寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び寒川町非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

（寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和44年寒川町規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に收容されている場合」を削る。

（寒川町非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正）

第2条 寒川町非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年寒川町規則第46号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に收容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。